

電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する意見募集の結果

意見募集期間:令和5年5月27日(土)から令和5年6月26日(月)まで

提出された御意見の件数:3件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者
1～35	個人A(1者)
36	消費者団体 大阪府消費生活リーダー会
37	シスコシステムズ合同会社

電気通信事業法施行規則等の一部改正案に対して寄せられた意見及びこれに対する考え方

番号	提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
1. 全体についての意見			
1	<p>・本改正の概要に用いられている「通信事故」という語は、「電気通信事故検証会議」等の語で用いられる「電気通信事故」の語と意味合いにおいて異なるものか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>意味は同じです。概要資料では簡易で理解しやすい表現で記載しました。</p>	無
2	<p>・本手続は行政手続法に基づくものとされているところ、告示案に直接委任する省令の規定が「命令等を定める根拠となる法令の条項」に明示されていないが、これは「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」(平成18年3月20日総管第139号)に反し不相当ではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>御指摘の点は各改正案等の冒頭部「根拠法令条項」に記載しております。</p>	無
2. 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案についての意見			
3	<p>・意見提出時点で e-Gov 法令検索で確認可能な電気通信事業法施行規則では、27条の2第2号の号の細分は「へ」までしかないが、本案において「ト」があることとされているのは、e-Gov 法令検索に未反映の改正があるのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>令和5年6月16日施行の改正電気通信事業法施行規則に基づいております。</p>	無

4	<p>・これまで 27 条の5第1項において同じ号で規定していた「携帯電話用設備」「特定携帯電話用設備」「PHS 用設備」のうち「PHS 用設備」を別の号に分け、本案による改正(概要資料 P4 において「自己確認の届出事項に、当該過負荷試験に関する説明書を追加」とされている事項)を反映しないのはなぜか。「電気通信事故検証会議」等における議論で「携帯電話用設備」及び「特定携帯電話用設備」については本案のような改正をすべきであり、「PHS 用設備」については不要であるという議論があったのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「電気通信事故検証会議 電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書」において「著しい高負荷時の挙動検証について、携帯電話用設備における加入者データベース及びコアネットワークの設備については、少なくとも諸元値以上の負荷をかけ、想定した動作を行うか検証を求めることが適当である(p25)」とありますとおり、「携帯電話用設備」及び「特定携帯電話用設備」を過負荷試験の対象としました。</p>	無
5	<p>・改正後の第 27 条の5第1項4号ニについて、標記の後に1字あきが必要ではないか。(結果としてこの箇所は「その標記部分に二重傍線を付した規定」ではなっておらず、改正ができていないと思われる。)</p> <p>【個人A】</p>	<p>第 27 条の5第1項4号ニの後を1文字分の字下げを行います。</p>	有
6	<p>・新設する第 29 条第1項又について、「・・・者による誤り」と規定しているが、この規定では、当該者が事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関してする誤りだけではなく、当該者がする誤りの全ての防止を行わないといけないことになり、不適當ではないのか。例えば、当該者が業務外でした違法行為は、当該者の所属する電気通信事業者の信用を損ねる結果を生むため、電気通信事業者がそのような行為が生じないよう従業員へのコンプライアンス教育等を実施することが望ましいと思われるが、一方でそのような対策は本案の意図するところではないのではないのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>御指摘の点に関する具体的内容については、「管理規程記載マニュアル」において「保守運用作業等の自動化・システム化、複数担当者による作業確認、作業の多段階承認、ヒューマンエラー事例及びヒヤリハット事例の収集・分析・共有等、ヒューマンエラーを防止するための対策に関すること。」と記載しております。</p> <p>本件では信用失墜行為等を対象とするコンプライアンス教育等は、直接は意図しておりません。</p>	無

7	<p>・新設する第 29 条第 1 項第 3 号ルにおける(事業用電気通信設備の)「リスク」とは何か。例えば金融商品や航空機の飛行の方法、感染症等、それ自体がそれを用いようとする者に危険を生じさせる性質を持つものであれば、法令上何ら定義することなく「…のリスク」の語を用いている事例を見つけることができるが、事業用電気通信設備については、事業用電気通信設備それ自体に「事業用電気通信設備のリスク」は存在せず、存在するとすれば、例えば、当該事業用電気通信設備「の誤動作、誤用等」のリスクなのではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>詳細については告示(管理規程の細目を定める件)で定めることとしており、当該告示では「当該設備の損壊又は故障等の発生リスク」としてあります。</p>	無
8	<p>・新設する第 29 条第 1 項第 3 号ルに係る事項について、その対象となる設備を告示に再委任しているのは法制上許容されるのか。(同条第 2 項のように細目的な事項や技術的な事項を再委任することは許容されるものであるが、本案で告示に再委任しようとしている事項はネに係る管理規程の内容を大きく左右するものであり、細目的、技術的とは言えないのではないか。)</p> <p>【個人A】</p>	<p>電気通信事業法第 44 条第 1 項で委任を受けた事業用電気通信設備の管理規程の内容のうち、リスクの分析及び評価の対象とする範囲を定めるものです。</p>	無
9	<p>・改正前の第 29 条第 1 項第 3 号又の事項については「イからリまで」であったところ、本案により追加したヌからヲまでを加えるのみであれば理解できるものの、改正前は対象外であったルからワまでを加えるのはなぜか。概要 P4 のどの事項に係る改正なのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>近年、利用者への周知広報に課題が見られる重大事故が多く発生していたことを踏まえ、令和 5 年 3 月に周知広報ガイドラインの策定を行うなど、利用者への周知広報等に関しても、現状調査、分析及び改善を行っていくことが望まれることから、対象を拡大したものです。</p> <p>既存の取組の延長であるため、概要では割愛しております。</p>	無
10	<p>・第 29 条第 1 項第 5 号で「…こと」を「…事項」に改めるのはなぜか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>電気通信事業法施行規則第 29 条第 1 項の各号の規定と表現を合わせるためです。</p>	無

11	<p>・第 29 条第 1 項において、類似していると思われる事項の表現がそれぞれ異なるのはなぜか(改正前の第 3 号又「調査、分析及び改善」、新設する第 3 号ル「分析及び評価」、新設する第 5 号イ「点検及び評価」、新設する第 5 号ロ「点検、評価及び見直し」等。例えば、第 5 号ロでは見直しをする必要があるが、第 5 号イでは見直しをする必要はないと解して良いのか。)</p> <p>【個人 A】</p>	<p>「管理規程の見直し」は第 5 号ハで規定しているため第 5 号イには含まれません。</p>	無
12	<p>・平成 24 年総務省令第 69 号附則第 5 項において規定しているような経過措置は置かれないのか。</p> <p>【個人 A】</p>	<p>附則において経過措置を規定します。</p>	有
<p>3. 事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案についての意見</p>			
13	<p>・「過負荷試験」の意味するところは何か。法令上、本案により追加される第 8 条の 2 の 2 のほか、漁船設備規則(昭和 25 年農林省令第 124 号)においてのみ用いられている語だが、同令においては「過負荷試験」の実施方法を明確に定めており、その意味するところが明らかである。他方、本案における「過負荷試験」はその実施方法に具体性がないのみならず、そもそもどのような「試験」を想定しているのか全く不明である。</p> <p>【個人 A】</p>	<p>「電気通信事故検証会議 電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書」p25 で「著しい高負荷時の挙動検証について、(中略)、少なくとも諸元値以上の負荷をかけ、想定した動作を行うか検証を求めることが適当である」とされており、御確認ください。なお、具体的な内容については別途「自己確認届出に関する記載マニュアル」で示すことと致します。</p>	無
<p>4. 平成 27 年総務省告示第 67 号(管理規程の細目を定める件)の一部を改正する告示案についての意見</p>			
14	<p>・表 1 の項下欄(1)の「広報担当者」の語は法令上ほかには見えない語だが、どのような意味合いなのか。「設計、工事、維持及び運用に従事する者」に含まれるのか。そうであるとする、電気通信事業者が広報業務を委託する場合は、当該委託先の従業員も従業者等に含ま</p>	<p>事故等の発生時に利用者に対して周知広報を行う担当者を想定し、広義で「運用に従事する者」に含まれると考えられ、利用者への迅速な周知広報を可能とするため、訓練の実施を求めるものです。</p>	無

	<p>れることとなり、訓練等の実施が必要となるのか。</p> <p>【個人A】</p>		
15	<p>・表1の項下欄(1)は「電気通信主任技術者」及び「広報担当者」が「従事者」の例示となっている構造であるが、「従事者」が何を意味するか定かではない。通常、「・・・の従事者」のような形で何に従事する者なのか明らかにすることが通常ではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>表1の項上欄一から、従事者の定義は「事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者」となりますが、更に広報担当者、委託先従事者等を従事者に含めるべく、下欄で幅広く例示したものです。</p> <p>なお、規定の明確化を図るため「電気通信主任技術者、広報担当者その他の事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者(事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託(二以上の段階にわたる委託を含む。八の項において同じ。)する場合にあっては、当該委託先の従事者を含む。以下「従業者等」という。)の教育及び訓練に関すること。」に修正します。</p> <p>「昭和 62 年郵政省告示第 73 号(情報通信ネットワーク安全・信頼性基準)の一部を改正する告示案」中、当該項を引用する別表第2 第3 1 (2)アも同様に修正することとします。</p>	有
16	<p>・表1の項下欄(1)及び8の項の下欄中に「あつては」との表記があるが、平成 27 年総務省告示第 67 号は新基準法令であり、「あつては」とすべきではないか。(そもそも「場合は、」で良いのではないか。)</p> <p>【個人A】</p>	<p>「あつて」に修正します。</p>	有
17	<p>・表1の項下欄(1)の「従業者等」について、委託先が更に委託を行う場合、その委託先の従業員は含まれないと解して良いか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>委託先が更に委託を行う場合、その委託先の従業員は含まれます。No.15 のとおり規定の明確化から修正致します。</p>	有

18	<p>・表1の項下欄(1)における委託先従業員への教育及び訓練の実施について、当該管理規程を定める電気通信事業者が自ら行うものである必要がない(例えば、当該委託先が自ら行うものであってもよいし、第三者に委託して実施させてもよい)と解して良いか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>御理解のとおりです。管理規程記載マニュアルにおいては「事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合は、契約等で規定している当該委託先の従事者に対する教育及び訓練等の対象者(電気通信主任技術者、広報担当者その他の従事者を含む。)、内容(設備の工事、維持及び運用に係る作業の教育・訓練、応急復旧措置に係る訓練を含む。)、実施体制、実施方法、実施頻度、実施計画及び当該実施に係る監督の方法及び頻度に関すること。」を規定しております。</p>	無
19	<p>・表1の項下欄(2)では「の(訓練)」、同欄(3)では「に係る(訓練)」と表現を分けている理由は何か。</p> <p>【個人A】</p>	<p>表1の項下欄(2)では、「運用に係る作業の教育及び訓練」と規定しており、理解しやすさの観点から「係る」を連続して用いることを避けるため、「作業の」としておりましたが、御指摘を踏まえ、「運用に関する作業に係る教育及び訓練」と修正します。</p>	有
20	<p>・表4の項下欄(3)で「想定復旧時間を含む。以下同じ。」とした方が条文経済的に適当ではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「当該管理規程の遵守状況について自ら行う点検及び評価」についても、想定復旧時間を含めてサービスの影響評価を行うことが必要である旨を、分かりやすさの観点から、明記することとしております。</p>	無
21	<p>・表6の項下欄(6)における「周知・広報」について、同欄中の「情報提供」と意味するところの違いは何か。また、法制上「周知及び広報」とすべきではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>本件の周知と広報は密接に関係するものであることから「・」でつなぐこととしております。</p>	無
22	<p>・表6の項下欄(6)においてガイドラインをこのように位置づけ、当該ガイドラインを踏まえた取組を管理規程に記載することを求め、記載しない場合は管理規程の変更命令の対象となることを考えれば、当該ガイドラインは行政手続法第2条第8号にいう「命令等」に該当することになると考えてよいか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「ガイドライン」はあくまでも事業者が管理規程を策定するに当たって参考にするもので、一概に命令等に該当するものではありません。</p>	無

23	<p>・表8の項下欄の「経営の責任者」の意味するところは何か。例えば、一の電気通信事業者が複数の電気通信事業を行っている場合、当該各事業の責任者が確認すれば足りるのか。外国法人にあつては、国内代表者を指すのか、本社の責任者を指すのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「経営の責任者」は、電気通信事業法施行規則第29条第1項第2号イで規定している「経営の責任者」と同義であり、各電気通信事業者の管理規程において既に定めている者とします。</p>	無
24	<p>・表8の項下欄の「一年に一回以上」について、例えば、令和6年4月に1回実施し、次に実施するのが令和7年5月となった場合、本欄に係る事項を管理規程に記載することができず、法に違反すると解するのか。あるいは、一の事業年度に1回実施していれば差し支えないのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「管理規程記載マニュアル」において記載のとおり、「経営の責任者による当該管理規程の遵守状況(設備リスクの分析・評価の実施状況を含む。)に係る点検及び評価に関する方針、実施時期・頻度」等を記載いただくことを想定しております。</p> <p>概ねの実施月や年間の回数等を記載いただくことが想定され、具体的な日付などまで求めるものではありません。また、基本的に、一の事業年度に1回以上実施していれば問題ないと考えられます。</p>	無
25	<p>・表8の項や9の項のように点検等の頻度が定められている事項について、電気通信事業者が一度でも年に1回の点検等を怠った場合、仮に怠った後に管理規程の変更命令を行ったとしても、管理規程に「年に1回の点検の状況」を記載することは今後も永久的にできない(当該年に点検を実施していないため)と思われるが、こうした場合にどのような変更命令を行うことを想定しているのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>電気通信事業法第44条の2第2項「遵守命令」を想定しております。</p>	無
26	<p>・表9の項下欄では「経営資源の配分の見直し」を行うこととされているが、本項で例示されている「経営資源」のうち、「人材」「資金」については「配分」することが想定されるが、「組織」に関して行う「配分」とは何か</p> <p>【個人A】</p>	<p>組織の改廃、メンバー構成の見直し等を想定します。</p>	無

5. 昭和62年郵政省告示第73号(情報通信ネットワーク安全・信頼性基準)の一部を改正する告示案についての意見

27	<p>・1項「別表第1」及び「別表第2」をゴシック体で表記している理由はあるか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>フォントは統一致します。</p>	無
28	<p>・3頁の下部で破線が閉じており、4項の上部の破線が「破線で囲んだ箇所」になっていないため、これでは改正できないのではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>破線の削除処理が不十分であったため、下部の破線が表示されてしまったものです。制定時は誤解のない書き方とさせていただきます。</p>	無
29	<p>・別表第2 第3. 1. (2)スについて「広報」は「社内関連部署」に含まれることを例示しているのか。訓練において行う事項に含まれることを規定しているのか。また、同項に関して委託先を含んだ訓練を行うことを想定しない規定ぶりとなっているのはなぜか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「広報」は「社内関連部署」に含まれることを例示したものです。委託先への訓練は、別表第2 第3. 1. (2)ア等で規定しております。</p>	無
30	<p>・別表第2 第3. 1. (2)セにおける「運営委託会社」の意味するところは何か。アの項「…委託する場合は、当該委託先」と何が異なるのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>同義のため「全ての従事者等を対象に、毎年訓練を実施すること。」に修正いたします。</p>	有
31	<p>・別表第2 第3. 1. (2)セについて、「毎年」というのは、管理規定の細目を定める件において「1年に1回」と規定するのと意味が異なるのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>別表第2 第3. 1. (2)セは、全ての従事者等に対して、毎年1回以上訓練の実施を求めるものです。</p>	無

32	<p>・別表第2 第3. 1. (2)ソについて、「復旧措置」を「リスク」に対して行うこととされているが、当該リスクをなくす訓練を行うということか。(リスクについてはなくすことのみが対策なのではなく、軽減・回避・受容することが最善である場合もあるため、「リスクに係る」等と規定した方がリスクに対する様々な対応を包含することができ、適切と考える。)</p> <p>【個人A】</p>	<p>本項は、別表第2 第3. 1. (14)イに対応するものであり、洗い出された各リスクに対して整備された対応措置及び応急復旧措置が、事故時において確実に実施できるように訓練をすることを求めるものです。「リスクに係る訓練」では実施すべき訓練の内容が不明確であること、別表第2 第3. 1. (2)シにおいて応急復旧措置に係る訓練は規定されていること、本項では、特に別表第2 第3. 1. (14)イに対応する訓練を求めるものであるため、原案のとおりといたします。</p>	無
33	<p>・別表第2 第3. 1. (13)で、省令上「誤り」と規定するものを「ヒューマンエラー」と規定するのはなぜか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>理解しやすさの観点から「ヒューマンエラー」と規定しております。</p>	無
34	<p>・別表第2 第3. 1. (13)ウ「複数の担当者確認しで」とあるのは誤字ではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「複数の担当者で確認し」の誤りです。修正させていただきます。</p>	有
<p>6. 電気通信事業法施行規則第二十九条第一項第三号の規定に基づき、事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が別に告示するものを定める告示案についての意見</p>			
35	<p>・本告示のみ他の告示と施行日の規定ぶりが異なるのはなぜか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>他の告示案と同様に、附則に施行期日を記載することとします。</p>	無
<p>7. 管理規程記載マニュアル(案)についての意見</p>			
<p>8. その他</p>			

36	<p>電気通信事業者の事故による該当事業者の通信インフラが使えなくなることは、利用者が消費者の場合は対策の格差が個々のリテラシーや経済力が大きく影響するため、消費者向けのサービスと、BtoBのサービスは区別して対応すべきである。</p> <p>消費者向けの場合は、事故の理由を問わず他者回線を一時的に利用可能な仕組みを、消費者のリテラシーに差がないように、特別な操作をすることなく、通信サービスを継続提供すること。</p> <p>電気通信事業者は、理由を問わず一定規模の事故が発生した場合は、他社の通信サービスを融通を受け、その融通時の費用は該当事業者の責任において負担すべきである。</p> <p>なぜなら消費者に電気通信事業者の事故発生との因果関係がないため、個々に別の電気通信事業者との契約をすることやMNO事業者が提案することは、MNO事業者がMVNO事業者の競争を妨げている事実にはならない。</p> <p>については、予め事故時に他社と提携し、消費者に提案することは、電気通信事業者の自らの危機管理が杜撰であることを一般化し既成事実化ようとしており、公正な競争を阻害するものである。</p> <p>何かにつけて、MNOの都合を消費者へ転嫁することは、電気通信事業者の通信サービスを、特定商取引法での類型として追加する検討をはじめめる時期に来ている。</p> <p>【消費者団体 大阪府消費生活リーダー会】</p>	頂いた御意見については、参考として承ります。	無
----	--	------------------------	---

37	<p>シスコは、一連の通信障害の事案などを踏まえた電気通信事業法施行規則等の見直しを歓迎する。通信事業者によるベンダーまたはサプライヤーのサポートが終わった機器、システム、またはソフトウェアの使用は通信障害の発生原因となりうる。サポートが終了した製品は、製品が正しく機能し続け、攻撃、障害、脆弱性から保護され続けることを保証するセキュリティパッチやシステムアップグレードを製品ベンダーから継続的に受け取ることができるわけではない。このため、通信事業者が使用するネットワーク機器の耐用年数が終了した場合、使用を中止し、サポートされている製品に置き換えることが必要である。同様に、サポートが終了したソフトウェア製品は、更新されたバージョンに置き換える必要がある。電気通信システムの障害またはその停止の恐れを低減し、ネットワークの総合的な強靭性を高めるため、サポート終了製品またはソフトウェアの使用の点検を管理規定の届出事項に含めるべきである。その上で、通信事業者によるサポート終了製品・システム・ソフトウェアの使用を禁止するべきである。これは、サポート終了製品が原因となる障害の恐れを最小限に抑えることに役立つ。サポート終了の通知は、通常、サポート終了日のかなり前に行われる。通信事業者は、サポート終了の通知を受けて、その移行とアップグレードを計画する必要がある。シスコは、この件に関し日本政府と更なる議論並びに我々の経験を共有する機会を歓迎するところである。</p> <p>【シスコシステムズ合同会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、電気通信事業法施行規則第 29 条第 1 項第 3 号へでは、「ソフトウェアの信頼性の確保に関すること。」を規定しており、その細目として、平成 27 年総務省告示第 67 号(管理規程の細目を定める件)において、「(3)定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。」等を規定しております。</p>	無
----	--	---	---